

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ

小林市実行委員会

第1回魅力発信・おもてなし

専門委員会

日時：令和7年9月2日（火）13:30～14:30

会場：小林中央公民館研修室

第1回 魅力発信・おもてなし専門委員会 会次第

日時：令和7年9月2日（火）13：30～14：30

会場：小林中央公民館研修室

1 開 会

2 報告事項

- 報告第1号 青森国スポ（ローイング競技）視察報告について…………… P2
- 報告第2号 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会魅力発信・おもてなし専門委員会経済活性化部会の設置について…………… P4
- 報告第3号 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会魅力発信・おもてなし専門委員会経済活性化部会活動報告について…………… P6
- 報告第4号 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ庁内プロジェクトチームの設置について…………… P7
- 報告第5号 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会広報啓発の実施状況について…………… P8

3 議 事

- 議案第1号 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会小林市案内所・休憩所設置運営要項（案）について…………… P13
- 議案第2号 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会小林市歓迎装飾・接伴実施要項（案）について…………… P15
- 議案第3号 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会小林市売店設置運営要項（案）について…………… P16

4 その他

5 閉 会

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会
令和7年度魅力発信・おもてなし専門委員会委員名簿

【委員長】 1名

区 分	所属団体等	役 職 名	氏 名
産業・経済関係	小林商工会議所	総務課長	永山 理恵

【副委員長】 2名

区 分	所属団体等	役 職 名	氏 名	
社会団体	小林市PTA協議会	副会長	森岡 誠	新
市関係	小林市経済建設部商工観光課	課長	南正覚 宏志	

【委員】 13名

区 分	所属団体等	役 職 名	氏 名	
宿泊・観光関係	小林まちづくり株式会社 観光推進部 プロモーション担当	マネージャー	高田 健生	
社会団体関係	小林市区長会	細野二区区長	高妻 賢士	
	小林市地域婦人連絡協議会	会長	上原 裕子	
	小林市文化連盟	副会長	山中 悦郎	新
	小林市青少年育成市民会議	事務局員	黒木 萌	
スポーツ関係	小林市スポーツ少年団	本部長	山川 和彦	
産業・経済関係	野尻町商工会	副会長	松永 卓彦	
	すき商工会	会長	平川 春義	
	一般社団法人小林青年会議所	副理事長	渡邊 亮	新
市関係	小林市総合政策部企画政策課	課長	辛島 潤也	
	小林市総合政策部地方創生課	課長	小久保 圭子	新
	小林市須木庁舎地域振興課	課長	境 浩一郎	
	小林市野尻庁舎地域振興課	課長	廣津 寛	

【事務局職員】 4名

所属	役 職 名	氏 名
小林市教育委員会 国スポ・障スポ推進室 (小林市準備委員会事務局)	室長	古沢 博文
	主幹	楠元 いず美
	主任主事	前原 直樹
	主事	山下 幹太

青森国スポリハーサル大会とは、2026年に開催される「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ」本番に向けて、競技運営能力の向上や、国スポ及び競技に対する関心を高めるために、各競技会場で行われる大会のこと。今回は、6月に開催されたローイングと体操（トランポリン）のリハーサル大会の報告を行う。

○青森国スポリハーサル大会競技日程

競技名	競技日程	会場地	視察
体操（トランポリン）	6月28日（土）～6月29日（日）	弘前市	実施済み
ローイング	6月21日（土）～6月22日（日）	むつ市	実施済み
バレーボール（少年女子）	リハーサル大会開催なし	つがる市	-
ウエイトリフティング	11月19日（水）～11月23日（日）	平川市	未実施
カヌー（スプリント）	10月18日（土）～10月19日（日）	西目屋村	未実施

○医事衛生について

- ・選手や監督、観覧者を含めた全ての方々のための安心・安全な環境作りが行われていた。



救護所



熱中症対策コーナー



ゴミ箱

○運営について

- ・県競技団体が中心となり、競技会の運営が実施されていた。
- ・会場周辺の案内所や駐車場などに多数の市職員が配置されていた。



セキュリティチェック



受付



動線の区別

○仮設施設について

- ・既存施設で不足する設備等については、仮設で対応されていた。



仮設ステージ



仮設トイレ



仮設浮き桟橋

○輸送交通について

- ・ローイング競技については、競技会場と駐車場を結ぶシャトルバスが運行されていた。
- ・競技会運営のため会場周辺で案内看板が設置されていた。



バス乗り場

国スポリハーサル大会(ローイング競技) シャトルバス運行ダイヤ 開催1日目				
6月21日(土) 水源池公園北駐車場 乗降所				
水源地公園	⇒	白面陸上場	定刻	備考
1	7:00	⇒	7:10	33
2	7:20	⇒	7:30	28
3	7:40	⇒	7:50	33
4	8:10	⇒	8:20	28
5	8:40	⇒	8:50	33
6	9:20	⇒	9:30	28
7	9:50	⇒	10:00	33
8	10:20	⇒	10:30	28
9	10:50	⇒	11:00	33
10	11:20	⇒	11:30	28
11	11:50	⇒	12:00	33
12	12:30	⇒	12:40	33
13	13:10	⇒	13:20	28
14	13:50	⇒	14:00	28
15	14:20	⇒	14:30	33
16	15:00	⇒	15:10	28

バス運行ダイヤ



競技会場内駐車場

○おもてなしについて

- ・選手や監督、観覧者を迎え入れる歓迎装飾が施されていた。
- ・地元が一体となって様々なおもてなしを行っていた一方で、リハーサル大会ということもあり、本大会に比べると比較的簡素な装飾であった。



無料ドリンクコーナー・売店



休憩所



のぼり旗装飾



デジタルサイネージ



国スポPRコーナー (市役所)



フラッグ設置未実施

宮崎国スポ・障スポ 小林市実行委員会 魅力発信・おもてなし専門委員会
経済活性化部会の設置について

1 趣旨

2027年に本県で開催される標記大会においては、全国から多くの選手・関係者等が来市予定であり、本市の持つ多様な魅力を全国に発信する大きなチャンスである。また、市民や関係団体との新たなつながりを生み出し、地域活性化へつなげる好機でもあるため、大会を機に、大会後も小林の経済（観光、合宿、農畜産業など）が活性化する取組を推進していきたいと考えている。

そのため、関係団体とともに、本市が活性化する取組を考え、実行し、大会時のおもてなしを行うことと、大会後につながる取組を推進していくことを目的に、魅力発信・おもてなし部会を設置する。

【参考】

○日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会専門委員会規定

(部会)

第5条 専門委員会は、必要があると認めるときは、部会を設置し、専門的事項について調査、研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

2 部会は、委員長が指名した委員をもって構成する。

3 部会長は、委員長が指名する者をもって充て、部会を総括する。

4 前条の規定は、部会について準用する。

2 概要

(1) 名称

宮崎国スポ・障スポ 小林市実行委員会魅力発信・おもてなし専門委員会
経済活性化部会

(2) 愛称

Next wave2027～おもてなし推進部会～

(3) 会議に伴う会則等

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会専門委員会規定第4条を準用する。

(4) 構成員

別紙名簿のとおり

**Next wave2027～おもてなし推進部会～
名簿**

関係機関名	役職	氏名
小林商工会議所	総務課 主事	小川 結生
	総務課 主事	石川 陽菜
すき商工会	事務局長	櫻田 哲郎
野尻町商工会	理 事	杉元 祐子
小林まちづくり株式会社	観光推進部	黒木 陽子
	観光推進部	福島 愛弓
商工観光課	主幹	片地 洋平
	主任主事	中田 浩彰
須木地域振興課	主査	村脇 潤哉
野尻地域振興課	主任主事	田中 康平

(事務局)

国スポ・障スポ推進室	教育部長	松元 公孝
	室長	古沢 博文
	主幹	兒玉 聡
	主幹	楠元 いず美
	主任主事	前原 直樹
	主事	山下 幹太
	主査	森本 潤葵
	主任主事	上野 陵馬
	主事	出水 杏奈

※本命簿は8月1日時点での名簿になります。

取り組み内容によって柔軟に部会員を増員する場合があります。

報告第3号

宮崎国スポ・障スポ 小林市実行委員会魅力発信・おもてなし専門委員会
経済活性化部会活動報告について（令和7年9月2日時点）

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会専門委員会規定第4条及び5条に基づき、次の会議を実施し、円滑な準備業務に努めた。

(1) 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会魅力発信・おもてなし専門委員会第1回経済活性化部会

- ・日 時 令和7年7月15日（火曜）15時30分～17時00分
- ・会 場 小林中央公民館1階会議室
- ・会議内容 ①国スポ・障スポ概要説明
②部会愛称決定
③意見交換

(2) 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会魅力発信・おもてなし専門委員会第2回経済活性化部会

- ・日 時 令和7年8月27日（水曜）10時00分～12時00分
- ・会 場 小林中央公民館1階会議室
- ・会議内容 ①事務局からの説明（前回の振り返り、今後の進め方の説明）
②グループワーク
（ア）個人で魅力発信・おもてなしのアイデアを書き出し
（イ）グループ内でアイデアの共有・分類
（ウ）他のグループとアイデアの共有

【参考】

○日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会専門委員会規定

（部会）

第5条 専門委員会は、必要があると認めるときは、部会を設置し、専門的事項について調査、研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

2 部会は、委員長が指名した委員をもって構成する。

3 部長は、委員長が指名する者をもって充て、部会を総括する。

4 前条の規定は、部会について準用する。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ庁内プロジェクトチームの設置について

1 趣旨

令和9年に開催される「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」では小林市内でも7競技が実施されることから、全国各地から多数の選手や関係者などが多数来市予定であり、本市の食や自然、人や文化といった多様な魅力を発信する大きなチャンスとなる。

このチャンスを生かすため、庁内の若手職員によるプロジェクトチームを結成し、若い世代を対象とした機運醸成や魅力発信の強化、柔軟なアイデアによる「小林らしさ」のあふれるおもてなしの実現を目指す。また、プロジェクトを通じ、課題解決能力やコミュニケーション能力の向上、郷土愛醸成など、若手職員の人材育成につなげることを目指す。

2 役割・ねらい

魅力発信・おもてなし専門委員会と並行した取り組みで、多角的で手厚い魅力発信・おもてなしを実現

- ・特に若い世代を対象とした機運醸成や魅力発信の強化、柔軟なアイデアによる「小林らしさ」のあふれるおもてなしを実現を目指す。
- ・ユニークな取り組みにより話題性を創出することで、大会のさらなる周知や機運醸成を図る。
- ・若手職員の能力向上、同年代の仲間たちと新たな事業に取り組むことによるモチベーションアップを図る。

3 取り組み内容

特に若い世代をターゲットに、大会の機運醸成や本市の多彩な魅力の発信、小林らしいおもてなしの実施につながる以下のような事項に取り組む。

- ・魅力発信・おもてなし専門委員会と重複しない独自のおもてなしの検討
- ・情報発信の強化（インスタグラム公式アカウントを活用した企画の実施）
- ・若者世代を巻き込んだ企画の実施
- ・歓迎装飾の検討・制作や大会当日のおもてなしの実施
- ・各イベント等でのPR活動 等

4 メンバー構成

20代～30代の若手市役所職員有志 10人

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会広報啓発の実施状況について 令和5年度

イベント等での啓発活動

○第52回健幸こぼやし大運動会

【実施内容】

- ・トランポリン・ウエイトリフティングのデモンストレーション
- ・みやざき犬・こすも〜によるPR
- ・ノベルティグッズ（ティッシュ）の配布

広報啓発物の作成

①ポケットティッシュの作成

②PR用ポロシャツの作成

令和6年度

イベント等での啓発活動

○カヌー体験イベント

【実施内容】

- ・小学生を対象としたカヌー体験

○すき納涼花火大会

【実施内容】

- ・オリジナルキーホルダー作り体験
- ・SAGA2024に出場される宮崎県選手団への応援メッセージ募集
- ・ノベルティグッズ（ティッシュ）の配布

○第53回健幸こぼやし大運動会

【実施内容】

- ・トランポリン・ウエイトリフティングのデモンストレーション
- ・トランポリン・ウエイトリフティングの体験会
- ・みやざき犬・こすも〜によるPR
- ・ノベルティグッズ（ティッシュ）の配布

○日本のひなた宮崎国スポ・障スポ開催決定イベント

【実施内容】

- ・トランポリンの体験会
- ・ノベルティグッズ（ティッシュ）の配布

○こぼやし秋まつり

【実施内容】

- ・パレードへの参加
- ・トランポリン・ウエイトリフティングのデモンストレーション
- ・トランポリン・ウエイトリフティングの体験会
- ・ノベルティグッズ（ティッシュ）の配布

○日本のひなた宮崎国スポ・障スポ開催1,000日前イベント

【実施内容】

- ・日本ウエイトリフティング女子チームのトークショー

- ・国スポ・障スポダンス・体操の披露
- ・カウントダウンボードお披露目
- ・オール小林宣言（実行委員会）
- ・競技団体決意表明宣誓
- ・PR展示、福祉ショップ

広報啓発物の作成

- ①オリジナルロゴマークの作成
- ②小林市観光イメージキャラクター「こすモ～」
国スポ・障スポ特別イラストの作成
- ③トートバックの作成
- ④PRポロシャツの作成
- ⑤PR用ネクストラップの作成
- ⑥看板作成
- ⑦横断幕作成

令和7年度

イベント等での啓発活動

- 須木中学校での出前授業（2回）
- 須木中学校ローイング体験会
- 小林秀峰高校ローイング愛好会ローイング体験
- 令和7年度副校長・教頭会夏季研修会

【実施内容】

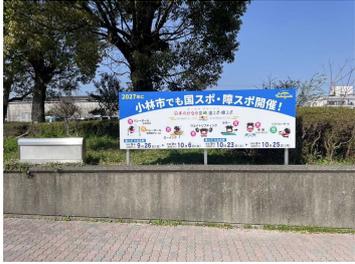
- ・こすモ～と事務局職員によるダンス
- ・パネル展示
- すき納涼花火大会
【実施内容】
 - ・カヌー、ローイング体験会
 - ・こすモ～と事務局職員によるダンス
 - ・ノベルティグッズ（うちわ）の配布
 - ・Instagram フォロワー限定抽選会

広報啓発物の作成

- ①小林市観光イメージキャラクター「こすモ～」の国スポ・障スポ限定衣装作成
- ②缶バッチ作成
- ③イベント用バックパネル作成
- ④タペストリー作成
- ⑤イベント用テーブルクロス作成
- ⑥うちわ作成

情報伝達ツール

- ①公式 Instagram 運用開始
- ②小林市の広報紙での連載「kobasponews」

		
<p>ティッシュ</p>	<p>トートバック</p>	<p>ネックストラップ</p>
		
<p>看板</p>	<p>ロゴマーク</p>	<p>国スポ・障スポこすもへ</p>
		
<p>カヌー体験イベント</p>	<p>すき納涼花火大会</p>	
		
<p>健幸こばやし大運動会</p>	<p>開催決定イベント</p>	
		
<p>秋まつり</p>	<p>開催 1,000 日前イベント</p>	
		
<p>出前授業 (須木中)</p>	<p>ローイング体験 (須木中)</p>	<p>ローイング体験 (秀峰)</p>

		
<p>すき納涼花火大会</p>	<p>副校長・教頭会夏季研修会</p>	<p>こすも〜衣装</p>
		
<p>缶バッチ</p>	<p>バックパネル</p>	<p>タペストリー</p>
		
<p>テーブルクロス</p>	<p>うちわ</p>	<p>公式 Instagram</p>
		
<p>広報紙連載</p>		

魅力発信・おもてなし専門委員会委員の皆様からの提案

【制作関係】

- ・国スポ・障スポカウントダウンをすすめるこすもへの人形やマネキンの設置
- ・実施競技とこすもへなど小林らしいデザインの缶バッジの制作
- ・公募によってデザインを決定した、本市オリジナルのボランティアウェアを制作
- ・カウントダウンカレンダーや開催場所のポスターを作成し、各施設窓口に設置
- ・大会・競技紹介 PV 制作
- ・公式 SNS 開設→広告を行う
- ・カウントダウンパズルの作成
- ・メッセージカードの制作（小林まちづくり(株)）
- ・小林市独自のテーマソング制作

【イベント関係】

- ・小学生などを対象としたカヌー体験会
- ・カウントダウンボードの除幕式を PR 大使の吉野北人氏に依頼
- ・ボランティアスタッフを募集するイベントを実施
- ・スポーツ団体を集めて人文字をつくるイベント
- ・人文字の撮影
- ・スポーツ写真コンテスト
- ・プロ選手を誘致しての運動教室
- ・市内出身アスリート or 小林市実施競技に関するアスリートのトークイベント
- ・アスリートによる小林市実施競技の体験イベント
- ・競技ごとにわかれてのゴミ拾い大会
- ・こすもへが小林市実施競技に挑戦
- ・健幸のまちづくり拠点施設 VR 内で見学ツアー
- ・カウントダウンボードを 100 日ずつ市内の学校が作成・展示
- ・カウントダウンボードをフォトスポットにしてハッシュタグで SNS に投稿してもらう
- ・小林市や宮崎の特産品、ならではの商品や食べ物を 1,000 種類集めたお祭り
- ・会場周辺の清掃イベント

※色がついているものは実施したもの又は実施見込みがあるものになります。

議案第 1 号

第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会 小林市案内所・休憩所設置運営要項（案）

1 目的

この要項は、「第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会小林市歓迎装飾・接伴実施要項」に基づき、小林市で開催される第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」（以下「両大会」という。）において、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対し、競技、宿舎、交通、観光、物産等の案内を行う案内所および憩いの場・交流の場を提供するための休憩所の設置ならびに運営に関して必要な事項を定める。

2 設置場所

案内所および休憩所は、原則として各競技会場に設置する。

3 設置期間

案内所及び休憩所の設置期間は、原則として各競技会の開始日から終了日までとする。

4 開設時間

案内所ならびに休憩所の開設時間は、原則として、開会行事または競技開始 1 時間前から競技終了または閉会行事終了後 30 分までとする。

5 業務内容

(1) 案内所

- ア 大会参加者等の受付案内および資料等の配布に関すること
- イ 競技の案内に関すること
- ウ 交通、宿泊および観光、物産等の案内に関すること
- エ 案内資料等の配布に関すること
- オ 迷子、遺失物、拾得物の取扱に関すること
- カ その他各種案内に関すること

(2) 休憩所

- ア 必要に応じて行う、大会参加者等への飲食物の提供に関すること
- イ その他、休憩所運営に関すること

6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、案内所および休憩所の設置・運営について必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における案内所および休憩所の設置・運営については、必要に応じて、この要項を準用する。
- (3) 第 26 回全国障害者スポーツ大会における案内所および休憩所の設置・運営については県と協議の上決定し、実施する場合はこの要項を準用する。

議案第2号

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 小林市歓迎装飾・接伴実施要項（案）

1 趣旨

この要項は、「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会小林市広報基本計画」及び「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会小林市市民運動基本計画」に基づき、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」（以下「両大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）を歓迎し、高揚感を感じられる装飾、大会参加者等に「また小林に来たい」と思っただけのおもてなしの提供について、必要な事項を定める。

2 実施内容

(1) 歓迎装飾

ア 装飾場所

競技会場、主要駅その他必要と認められる場所に設置する。

イ 装飾内容

のぼり旗、看板、横断幕、プランター等を設置する。設置の際は景観等に配慮し、効果的な装飾になるように努める。

ウ 装飾期間

施設管理者等と協議の上、装飾ごとに適切な期間を定める。

エ 装飾の撤去

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会が必要と認めるものを除き、両大会終了後、速やかに行う。

(2) 接伴（おもてなし）

ア 競技会場内において、大会参加者等に雄大な霧島連山や清らかな湧水などに恵まれた自然環境、日本一の宮崎牛をはじめとする農畜産物、人情味あふれる人々、地域性に富んだ多様な文化など本市の魅力を発信するコーナーを設置する。

イ 接遇意識を高めるため、競技会係員やボランティア等に対し、必要な研修を行う。

3 その他

(1) この要項に定めるもののほか、歓迎装飾・接伴の実施に関して必要な事項は、別に定める。

(2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における歓迎装飾・接伴の実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。

議案第3号

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 小林市売店設置運営要項（案）

1 趣旨

この要項は、「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会小林市観光・接伴基本計画」に基づき、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」（以下「両大会」という。）において、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の利便性向上を図るとともに本市の特産品等の紹介及び販売を促進するための売店の設置及び運営について、必要な事項を定める。

2 設置場所

売店の設置場所は、各競技会場とする。ただし、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は必要に応じてこれを変更できるものとする。

3 設置期間

売店の設置期間は、各競技の開催期間中とする。ただし、実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

4 開設時間

売店の開設時間は、開会行事または競技開始1時間前から競技終了または閉会行事終了後30分までとする。ただし、実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

5 出店数、位置及び規模

出店数及び出店位置は実行委員会が決定し、出店規模は原則として1店舗あたり1ブース約20㎡（2間×3間のテント相当）とする。ただし、実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

6 販売品目

売店における販売品目は次に掲げるものとする。

- (1) スポーツ用品
- (2) 国スポ関連グッズ

議案第3号

国民スポーツ大会標章又は日本のひなた宮崎国スポ・障スポマスコットキャラクター「みやざき犬」等を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又は日本のひなた宮崎国スポ・障スポ実行委員会の使用承認を得ているもの。

- (3) 郷土物産品
- (4) 飲食物（アルコール飲料を除く。ただし、実行委員会が郷土物産品と認めるものは販売品目とすることができる。）
- (5) 宅配便
- (6) その他実行委員会が必要と認めたもの

7 出店者条件

売店の出店者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次の条件のいずれかに該当する者
 - ア 申請書の提出時において、小林市内で1年以上店舗を有して営業を継続している者
 - イ 競技団体の推薦があり、実行委員会が必要と認める者。
 - ウ 第76回国民体育大会（以下「国体」という。）以降の国体・国民スポーツ大会およびその競技別リハーサル大会に出店実績がある者
 - エ その他実行委員会が認めるもの
- (2) 次の条件をいずれも満たす者
 - ア 各競技開催期間中、本要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店すること
 - イ 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること
 - ウ 当該出店業務に関する法令等に違反し、申請書の提出時点において過去1年間に営業停止等、重大な処分を受けていないこと
 - エ 飲食物販売の出店者については、申請書の提出時点において過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていないこと
 - オ 申請書の提出時点において、市町村税の滞納がないこと
 - カ 小林市暴力団排除条例第2条第2号または3号に規定する者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。また、従業員等として暴力団員等を使用又は雇用していないこと

8 経費の負担

- (1) 売店の運営に関する経費は、出店者が負担する。

議案第3号

- (2) 出店者は、売店設置会場の管理等に要する経費の一部として、実行委員会が別に定める出店料を負担するものとする。
- (3) (2)の規定に関わらず、次のいずれかに該当するものについては、出店料を免除することができる。
 - ア 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に規定する障害者就労施設等
 - イ その他実行委員会が必要と認めたもの
- (4) (3)の規定に基づき、出店料の免除を受けようとする者は、売店出店料免除申請書（様式第7号）を提出し、その承認を受けなければならない。実行委員会は、承認した者に対して、売店出店料免除決定通知書（様式第8号）を交付する。
- (5) 出店者は、出店料を実行委員会が指定する期日までに指定する口座に振り込むものとする。なお、振込手数料は、出店者の負担とする。
- (6) 既納の出店料は、還付しない。ただし、実行委員会が必要と認めるときは、この限りではない。

9 運営設備等

売店出店に伴う設備等のうち、次に掲げるものについては実行委員会が準備するものとし、その他必要な設備等（発電機等）については、出店者が準備するものとする。なお、実行委員会の許可を受けて火気又は燃料等危険物を使用する出店者は、必要に応じて西諸広域行政事務組合消防本部に届出をするとともに、ブース内に消火器を設置しなければならないものとする。

- (1) テント（2間×3間）1張以内
- (2) 長机6台以内
- (3) 椅子4脚以内

10 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに売店出店申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、実行委員会に提出するものとする。

- (1) 売店出店概要書（様式第2号）
- (2) 売店従事者・搬入車両予定表及び持込備品調書（様式第3号）
- (3) 誓約書兼承諾書（様式第4号）
- (4) その他実行委員会が必要と認める書類

議案第3号

11 出店者の選定

実行委員会は、本要項に基づき、適当であると認める者を出店者として選定する。ただし、当該申請をする者が、次のいずれかに該当するときは、実行委員会は優先して選定することができることとし、申請が定数を超える場合は、抽選により選定する。

- (1) 売店等の取扱品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体
- (2) 障害者就労施設等
- (3) その他実行委員会が適当と認める者

12 売店出店許可証の交付

実行委員会は、出店者として選定した者に対して、売店許可決定通知書（様式第5号）を交付する。また、出店料の納付を確認後、売店出店許可証（様式第6号）を交付する。

13 保健所への手続き

飲食物に関する営業許可を必要とする出店者は、保健所に必要な届出を行い、許可を証明する書類又は受付印が押された許可申請書等の写しを実行委員会に提出しなければならない。

14 売店監督員

- (1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置く。
- (2) 売店監督員は、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実施本部（以下「実施本部」という。）の職員とし、現場を巡回して本要項に基づき、売店の設置運営等に関する事項について監督するものとする。

15 売店責任者

- (1) 出店者は、従事者の中から売店責任者を定め、売店開設期間中は常駐させるものとする。
- (2) 出店者は、売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
- (4) 飲食物を取扱う売店責任者は、調理、保管及び販売等が衛生的に行われるよう十分に配慮し、従事者の指導に努めなければならない。

16 禁止事項

出店者及び従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸、又は管理運営を委託すること。
- (2) 商品等を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 許可された品目以外の商品等を販売すること。
- (5) アルコール飲料（実行委員会が郷土物産品と認めるものを除く。）及び危険物を販売すること。
- (6) 商品等の無償提供（試飲及び試食を含む）をすること。
- (7) 拡声器及び音響器具類を使用すること。
- (8) 実行委員会の許可を受けていない火気器具及び燃料等の危険物を使用すること。
- (9) その他大会運営に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

17 遵守事項

出店者及び従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会が交付する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に提示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日持ち帰り、環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは提示しないこと。
- (5) 販売品等の搬入又は搬出に使用する車両には、実行委員会が交付する通行許可証等を指定された位置に掲示すること。なお、原則として搬入車両は1売店につき1台とする。
- (6) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (7) 服装は、清潔な衣服を着用し、実行委員会が交付するIDカードを着用すること。
- (8) 接客にあたっては、おもてなしの心を持ち、親切で丁寧な対応を心がけること。
- (9) 飲食物を販売する売店は、ブース前にごみ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収する販売方法をとること。
- (10) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときには、その指示に従うこと。

議案第3号

- (1) 従事者の変更、追加、削除等があった場合には、直ちに実行委員会に報告すること。なお、変更、追加の報告の際には、当該従事者の本人確認書類を添付すること。
- (2) 関係法令等を遵守し、施設管理者、実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。

18 管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任で行うものとし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わない。

19 事故等発生時の対応

売店責任者は、売店において事件又は事故が発生したときは、初期対応にあたるとともに、実施本部に直ちに連絡し、その指示に従うものとする。また、不審者又は不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに実施本部に報告するとともに、その指示に従うものとする。

20 許可の取り消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、直ちに売店出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができる。なお、この場合において、出店者は実行委員会に対して損害賠償及び既に納めた出店料の返還を請求することはできない。

- (1) 関係法令及び本要項に違反したとき。
- (2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 保健所からの指示があったとき。
- (4) その他実行委員会が売店の運営管理において不相当と認めたとき。

21 原状回復

出店者は設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復をした後、実施本部の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

22 損害賠償

出店者及び従事者は、競技会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。なお、損害賠償に備え、損害保険等に加入しておくこと。

23 補填及び補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等の実行委員会が予測できない理由により出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を実行委員会に請求することはできない。

24 個人情報の取扱い

売店出店者等の個人情報については、小林市個人情報保護法施行条例をはじめ関係法令の規定に基づき、適正に管理・保護する。

25 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、売店設置運営に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における売店設置運営については、この要項に準じて実施し、各競技会の規模等に応じて運用する。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会
会長 宮原 義久 様

申請者住所 _____
商号又は名称 _____
代表者役職名・氏名 _____
電話番号 _____

売店出店申請書

日本のひなた宮崎国スポ・障スポにおいて、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会
が運営する競技会場内に売店を出店したいので、第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者ス
ポーツ大会小林市売店設置運営要項 10 の規定に基づき申請します。

記

- 1 出店希望競技 _____
- 2 出店希望会場 _____
- 3 出店希望形態 テント (張) ・その他 ()

4 提出書類

- (1) 売店出店申請書 (様式第 1 号)
- (2) 売店出店概要書 (様式第 2 号)
- (3) 売店従事者・搬入車両予定表及び持込備品調書 (様式第 3 号)
- (4) 誓約書兼承諾書 (様式第 4 号)
- (5) 主たる事業所のある自治体の市町村税の完納証明書 (発行日より 3 か月以内のもの。写し可)
- (6) 売店従事者の本人確認書類 (運転免許証、マイナンバーカード等、公的機関が発行した写真付
きで本人確認ができるものの写し)
- (7) 営業許可証の写し (飲食物を販売する場合に限る)
- (8) その他実行委員会が必要と認める書類

5 その他

売店出店申請書は、出店を希望する会場ごとに 1 通ずつ提出してください。

売店出店概要書

ふりがな 商号又は名称			
出店希望競技		出店希望会場	

ふりがな 代表者役職名・氏名				
所在地	〒			
出店担当者	【氏名】	【電話】		【FAX】
当日緊急連絡先 (荒天時等に使用)	【氏名】	【E-mail】		
業種				
主要取扱品目				
営業開始年月日	年	月	日	従業員数 人
営業に関して取得した 許可等の種類	種類	番号	取得年月日	
			年 月 日	
過去1年間法令違反等 処分歴の有無	有・無	過去3年間食中毒発生 事故歴の有無		有・無
国体等出店実績				
販売品目 (該当品目を○で囲んでください)	スポーツ用品 ・ 国体関連グッズ ・ 郷土物産品 飲食物 ・ 宅配便 ・ その他			
販売品目価格等一覧				
No.	商品名	予定数量	販売価格	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※欄の不足する場合は、別紙に追加してください。

※備考欄には、製造責任者、承認番号、商品内容等について記入してください。

売店従事者・搬入車両予定表及び持込備品調書

商号又は名称			
住所			
出店希望競技		出店希望会場	

1 売店従事者名簿

従事日	売店責任者	従事者	従事者	従事者
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな

※従事する可能性がある者全員の氏名を記入してください。

2 搬入車両予定表

車両の種類	車両ナンバー	駐車場使用	備考
		有・無	
		有・無	
		有・無	

※車両の種類は、「2トントラック」、「軽トラック」等と記入してください。

※搬入・搬出のみに使用する場合は、「駐車場使用」の無に○をつけてください。

※駐車車両は1台で、会場によっては駐車場が遠方になる場合や駐車場を準備できない場合があります。

3 持込備品一覧表（日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会が設営する備品以外のもの）

備品名	規格・消費電力・燃料等	持込目的

※電源、火気の使用に伴う備品を記入してください。（発電機、プロパンガス、ホットプレート等）

※消防署への届出や電源の準備に関わるため、使用する予定があるものは必ず記入してください。記入がない場合、火気や電気の使用はできません。

令和 年 月 日

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会
会長 宮原 義久 様

申請者住所 _____
商号又は名称 _____
代表者役職名・氏名 _____

誓約書兼承諾書

日本のひなた宮崎国スポ・障スポの売店出店申請にあたり、次の項目について相違ない旨を誓約します。また、誓約内容の確認のため、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会が本承諾書により関係官庁に調査、照会することを承諾します。

- 1 本申請にあたり、第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会小林市売店設置運営要項を遵守します。
- 2 第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会小林市売店設置運営要項 7 (2) カに定める暴力団員ではありません。
- 3 従事者として、暴力団員等を使用、または雇用していません。
また、臨時的な販売員として、暴力団員等を雇用しません。
- 4 出店品目の販売において、法令等に違反して過去 1 年間処分を受けていません。
また、飲食物を販売する場合、過去 3 年間食中毒等における行政処分を受けていません。

様

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会
会長 宮原 義久

売店許可決定通知書

日本のひなた宮崎国スポ・障スポにおいて、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会が運営する競技会場内の売店の出店について、下記のとおり決定しました。

記

- 1 出店会場 _____ (競技名: _____)
- 2 出店形態 _____ テント (張) ・その他 (_____)
- 3 出店許可日 令和 年 月 日 ()
- 4 出店料 _____ 円 ※納付期限: 令和 年 月 日
- 5 指定振込口座

様

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会
会長 宮原 義久

売店出店許可証

日本のひなた宮崎国スポ・障スポにおいて、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会
が運営する競技会場内の売店の出店について、下記のとおり許可します。

記

商号又は名称	
代表者役職名・氏名	
出店許可競技	
出店許可会場	
出店許可期間	令和 年 月 日 () ~ 月 日 ()
出店許可品目	
遵守事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 本許可証を売店内に掲示すること。 2 売店の設置運営に関しては、第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者スポーツ大会小林市売店設置運営要項及び関係法令等を遵守すること。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会
会長 宮原 義久 様

申請者住所 _____

商号又は名称 _____

代表者役職名・氏名 _____

売店出店料免除申請書

日本のひなた宮崎国スポ・障スポにおいて、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会
が運営する競技会場内の売店出店料について、第 81 回国民スポーツ大会・第 26 回全国障害者ス
ポーツ大会小林市売店設置運営要項 8 (3) の規定に基づき免除申請します。

記

1 出店希望会場 _____ (競技名 : _____)

2 免除理由 (該当項目の左欄に○印を記入)

	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律 (平成 24 年法律第 50 号) に規定する障害者就労施設等
	その他 ()

様

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会
会長 宮原 義久

売店出店料免除決定通知書

日本のひなた宮崎国スポ・障スポにおいて、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ小林市実行委員会
が運営する競技会場内の売店出店料について、下記のとおり免除します。

記

1 免除対象会場 _____ (競技名: _____)

2 免除理由 (該当項目の左欄に○印を記入)

	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に規定する障害者就労施設等
	その他（ _____ ）